

(別紙)

農山漁村振興交付金の配分基準

農山漁村振興交付金のうち農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表2に掲げる事業のうち山村活性化対策を除く事業（以下「要綱別表2に掲げる事業」という。）及び別表3に掲げる事業の配分基準については、以下のとおりとする。

第1 前年度からの継続事業に対する配分

事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する額のうち、要綱別表2に掲げる事業については交付事業者に対して、要綱別表3に掲げる事業については、間接交付事業者に対して、当該年度の事業の実施に要する額等を配分する。

第2 要望等調査に掲げる各事業の成果目標等に応じた配分

1 提出された要望等調査（以下「別紙様式1号」という。）に基づき、要綱別表2に掲げる事業又は別表3に掲げる事業に係る予算額から第1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

(1) 配分対象となる事業の特定

ア 別紙様式1号に掲げる要綱別表2に掲げる事業又は別表3に掲げる事業について、別表1から別表6までの算定式に基づき算定したポイントの合計値の高い順に並べ、予算額の範囲内でポイントが上位の申請事業から順に交付金の配分対象となる

事業を特定し、別紙様式1号における要望額を配分額とするものとする。

イ アにおいて、同ポイントとなる申請事業が複数ある場合には、要望額が小さい順に交付金の配分対象となる事業を特定する。

ウ アにおいて、農山漁村活性化対策推進交付金又は農山漁村活性化対策整備交付金のそれぞれの予算額の範囲内で採択事業を特定する。

なお、同一の事業期間に実施するものとして、両交付金において要綱別表2に掲げる事業及び別表3に掲げる事業のうち対策・型が同一の事業（地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）若しくは（農福連携型）又は最適土地利用総合対策に限る。）を併せて申請する場合、いずれかの交付金で配分可能額が要望額を下回る場合は、当該申請事業に係る両交付金の配分を行わないこととする。

(2) 各申請事業の上限要望額は、農村振興局長が別に定めるところによる。

(3) (1)アにより配分した結果、配分可能額が申請事業の要望額を下回る場合には、当該配分可能額が配分可能な申請事業に対し配分する。

2 1により算定した配分額を、交付事業者又は間接交付事業者ごとに合計した額をそれぞれの事業者の配分額として通知する。

第3 配分基準の考え方を見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和7年6月6日から施行する。
- 2 この通知の制定前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1 (成果目標に基づくポイント)

各事業区分における達成すべき成果目標、ポイント等は以下のとおりとする。

事業区分ごとに、該当する種別の中から、2つまで種別を選択の上、達成すべき成果目標ポイント及び成果目標に対する現況値ポイントについて記載するものとする。なお、ポイントの上限は30点とする。

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
地域資源活用価値創出対策 (地域活性化型) ※A1の選択を必須とする。	A1	・地域資源を活用した新たな付加価値創出の取組の増加数 4以上……………10ポイント 3……………8ポイント 2……………4ポイント 1……………2ポイント	・現時点における地域資源を活用した付加価値創出の取組数 4以上……………5ポイント 3……………4ポイント 2……………3ポイント 1……………2ポイント 0……………1ポイント
	A2	・移住又は移住を希望している人数の増加数(人) $70 \leq X$ ……………10ポイント $60 \leq X < 70$ ……………8ポイント $30 \leq X < 60$ ……………6ポイント $20 \leq X < 30$ ……………4ポイント $X < 20$ ……………2ポイント	・現時点における移住又は移住の希望者数(人) $40 \leq X$ ……………5ポイント $30 \leq X < 40$ ……………4ポイント $20 \leq X < 30$ ……………3ポイント $10 \leq X < 20$ ……………2ポイント $X < 10$ ……………1ポイント
	A3	・交流人口の増加数(人) $3,000 \leq X$ ……………10ポイント $1,000 \leq X < 3,000$ ……………8ポイント $500 \leq X < 1,000$ ……………6ポイント $150 \leq X < 500$ ……………4ポイント $X < 150$ ……………2ポイント	・現時点における交流人口数(人) $3,000 \leq X$ ……………5ポイント $700 \leq X < 3,000$ ……………4ポイント $500 \leq X < 700$ ……………3ポイント $300 \leq X < 500$ ……………2ポイント $X < 300$ ……………1ポイント
地域資源活用価値創出対策 (創出支援型)	B1	・付加価値額の増加率(%) $50 < X$ ……………10ポイント $30 < X \leq 50$ ……………8ポイント $20 < X \leq 30$ ……………6ポイント $8 < X \leq 20$ ……………4ポイント $X \leq 8$ ……………2ポイント	・事業実施主体の経営における付加価値率(事業実施主体の売上高に対する付加価値額の割合、申請時、%) $50 < X$ ……………5ポイント $40 < X \leq 50$ ……………4ポイント $30 < X \leq 40$ ……………3ポイント $20 < X \leq 30$ ……………2ポイント $X \leq 20$ ……………1ポイント
	B2	・売上高の増加率(%) $25 < X$ ……………10ポイント $15 < X \leq 25$ ……………8ポイント $10 < X \leq 15$ ……………6ポイント $6 < X \leq 10$ ……………4ポイント $X \leq 6$ ……………2ポイント	・事業実施主体の経常利益率(事業実施主体の売上高に占める経常利益の割合、申請時、%) $24 < X$ ……………5ポイント $10 < X \leq 24$ ……………4ポイント $4 < X \leq 10$ ……………3ポイント $2 < X \leq 4$ ……………2ポイント $X \leq 2$ ……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
地域資源活用価値創出対策 (産業支援型)	C1	・付加価値額の増加率(%) $80 < X$10ポイント $70 < X \leq 80$8ポイント $35 < X \leq 70$6ポイント $5 < X \leq 35$4ポイント $X \leq 5$2ポイント	・事業実施主体の経営における付加価値率(事業実施主体の売上高に対する付加価値額の割合、申請時、%) $50 < X$5ポイント $40 < X \leq 50$4ポイント $30 < X \leq 40$3ポイント $20 < X \leq 30$2ポイント $X \leq 20$1ポイント
	C2	・売上高の増加率(%) $45 < X$10ポイント $40 < X \leq 45$8ポイント $30 < X \leq 40$6ポイント $20 < X \leq 30$4ポイント $X \leq 20$2ポイント	・事業実施主体の経常利益率(事業実施主体の売上高に占める経常利益の割合、申請時、%) $24 < X$5ポイント $10 < X \leq 24$4ポイント $4 < X \leq 10$3ポイント $2 < X \leq 4$2ポイント $X \leq 2$1ポイント
地域資源活用価値創出対策 (農泊推進型)	D1	・事業実施主体構成員の宿泊等の売上額の増加率(%) $170 \leq X$10ポイント $60 \leq X < 170$8ポイント $30 \leq X < 60$6ポイント $10 \leq X < 30$4ポイント $X < 10$2ポイント	・事業実施主体構成員の宿泊等の売上額の現況値(万円) $7,000 \leq X$5ポイント $2,500 \leq X < 7,000$4ポイント $500 \leq X < 2,500$3ポイント $100 \leq X < 500$2ポイント $X < 100$1ポイント
	D2	・事業実施主体構成員の年間延べ宿泊者数の増加率(%) $150 \leq X$10ポイント $60 \leq X < 150$8ポイント $30 \leq X < 60$6ポイント $10 \leq X < 30$4ポイント $X < 10$2ポイント	・事業実施主体構成員の年間延べ宿泊者数の現況値(人) $5,000 \leq X$5ポイント $1,000 \leq X < 5,000$4ポイント $400 \leq X < 1,000$3ポイント $100 \leq X < 400$2ポイント $X < 100$1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
地域資源活用価値創出対策 (農福連携型)	E1	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携を行う事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事(雇用・就労)する新規の障害者等の人数(人) 10 ≤ X 10ポイント 8 ≤ X < 10 8ポイント 6 ≤ X < 8 6ポイント 5 ≤ X < 6 4ポイント 3 ≤ X < 5 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携を行う事業実施主体で農林水産業に従事(雇用・就労)している現況の障害者等の人数(人) 6 ≤ X 5ポイント 5 ≤ X < 6 4ポイント 4 ≤ X < 5 3ポイント 1 ≤ X < 4 2ポイント 0 1ポイント
	E2	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携等を行う事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で生産した農林水産物及び加工品等の売上高(千円) 15,000 ≤ X 10ポイント 8,000 ≤ X < 15,000 8ポイント 4,000 ≤ X < 8,000 6ポイント 2,000 ≤ X < 4,000 4ポイント 0.001 ≤ X < 2,000 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携等を行う事業実施主体が生産した農林水産物及び加工品等の現況の売上高(千円) 2,000 ≤ X 5ポイント 1,000 ≤ X < 2,000 4ポイント 250 ≤ X < 1,000 3ポイント 0.001 ≤ X < 250 2ポイント 0 1ポイント
地域資源活用価値創出対策 (定住促進・交流対策型)	F1	<ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の増加数(人/年) 180,000 ≤ X 10ポイント 80,000 ≤ X < 180,000 8ポイント 60,000 ≤ X < 80,000 6ポイント 10,000 ≤ X < 60,000 4ポイント 500 ≤ X < 10,000 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業申請時点における国費(※)当たりの交流人口の増加数(人/国費(百万円)) 650 ≤ X 5ポイント 600 ≤ X < 650 4ポイント 350 ≤ X < 600 3ポイント 250 ≤ X < 350 2ポイント 30 ≤ X < 250 1ポイント <p>※国費とは、事業費のうち国費分を指す。以下同じ。</p>
	F2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産物の販売額の増加額(百万円/年) 80 ≤ X 10ポイント 35 ≤ X < 80 8ポイント 30 ≤ X < 35 6ポイント 10 ≤ X < 30 4ポイント 3 ≤ X < 10 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業申請時点における国費当たりの販売額の増加額(百万円/国費(百万円)) 1.0 ≤ X 5ポイント 0.3 ≤ X < 1.0 4ポイント 0.15 ≤ X < 0.3 3ポイント 0.1 ≤ X < 0.15 2ポイント 0.05 ≤ X < 0.1 1ポイント
	F3	<ul style="list-style-type: none"> ・定住人口の増加数(人/年) 3.0 ≤ X 10ポイント 2.0 ≤ X < 3.0 8ポイント 1.5 ≤ X < 2.0 6ポイント 1.0 ≤ X < 1.5 4ポイント 0.5 ≤ X < 1.0 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業申請時点における国費当たりの定住人口の増加数(人/国費(百万円)) 0.05 ≤ X 5ポイント 0.04 ≤ X < 0.05 4ポイント 0.02 ≤ X < 0.04 3ポイント 0.01 ≤ X < 0.02 2ポイント 0.005 ≤ X < 0.01 1ポイント
	F4	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者数の増加数(人/年) 10.0 ≤ X 10ポイント 5.0 ≤ X < 10.0 8ポイント 3.0 ≤ X < 5.0 6ポイント 1.0 ≤ X < 3.0 4ポイント 0.3 ≤ X < 1.0 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業申請時点における国費当たりの雇用者の増加数(人/国費(百万円)) 0.07 ≤ X 5ポイント 0.05 ≤ X < 0.07 4ポイント 0.02 ≤ X < 0.05 3ポイント 0.01 ≤ X < 0.02 2ポイント 0.005 ≤ X < 0.01 1ポイント
	F5	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在者及び宿泊者数の増加数(人/年) 5,000 ≤ X 10ポイント 3,000 ≤ X < 5,000 8ポイント 2,000 ≤ X < 3,000 6ポイント 900 ≤ X < 2,000 4ポイント 400 ≤ X < 900 2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業申請時点における国費当たりの滞在者及び宿泊者の増加数(人/国費(百万円)) 70 ≤ X 5ポイント 40 ≤ X < 70 4ポイント 20 ≤ X < 40 3ポイント 10 ≤ X < 20 2ポイント 5 ≤ X < 10 1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
中山間地農業推進対策 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (1)中山間地農業ルネッサンス推進支援	G1	・事業実施計画における目標設定数(①所得向上、②人材の確保・育成、③地域コミュニティの維持、④その他) 4項目……………10ポイント 3項目……………8ポイント 2項目……………4ポイント 1項目……………2ポイント	・中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第3の3の対象地域の該当数 7項目以上……………5ポイント 6項目……………4ポイント 5項目……………3ポイント 4項目……………2ポイント 3項目以下……………1ポイント
	G2	(事業実施主体が都道府県の場合) ・当該事業の実施期間中に管内で実施する中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第3の2の支援事業数 19事業以上……………10ポイント 13～18事業……………8ポイント 11～12事業……………6ポイント 8～10事業……………4ポイント 7事業以下……………2ポイント (事業実施主体が市町村又は地域協議会の場合) ・当該事業の実施期間中に市町村内で実施する中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第3の2の支援事業数 6事業以上……………10ポイント 5事業……………8ポイント 4事業……………6ポイント 3事業……………4ポイント 2事業以下……………2ポイント	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント
中山間地農業推進対策 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (2)元気な地域創出モデル支援	G'1	・事業実施計画における取組種別数(①収益力向上、②販売力強化、③農用地保全、④複合経営、⑤生活支援) 4項目以上……………10ポイント 3項目……………8ポイント 2項目……………4ポイント 1項目……………2ポイント	・中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第3の3の対象地域の該当数 6項目以上……………5ポイント 5項目……………4ポイント 4項目……………3ポイント 2項目以上3項目以下……………2ポイント 1項目……………1ポイント
	G'2	(事業実施主体が都道府県の場合) ・当該事業の実施期間中に管内で実施する中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第3の2の支援事業数 19事業以上……………10ポイント 13～18事業……………8ポイント 11～12事業……………6ポイント 8～10事業……………4ポイント 7事業以下……………2ポイント (事業実施主体が市町村又は地域協議会の場合) ・当該事業の実施期間中に市町村内で実施する中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第3の2の支援事業数 6事業以上……………10ポイント 5事業……………8ポイント 4事業……………6ポイント 3事業……………4ポイント 2事業以下……………2ポイント	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし……………5ポイント 2地区……………4ポイント 3地区……………3ポイント 4地区……………2ポイント 5地区……………1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
中山間地農業推進対策 農村型地域運営組織形成推進事業 (1)農村 RMO モデル形成支援 ア 一般型	H1	・地域協議会の活動範囲としている集落の数 21≦X・・・・・・・・・・・・10ポイント 12≦X<21・・・・・・・・・・・・8ポイント 8≦X<12・・・・・・・・・・・・6ポイント 6≦X<8・・・・・・・・・・・・4ポイント X<6・・・・・・・・・・・・2ポイント	・地域協議会の担う集落のうち戸数が最小の集落における戸数(戸) X≦14・・・・・・・・・・・・5ポイント 15≦X≦26・・・・・・・・・・・・4ポイント 27≦X≦43・・・・・・・・・・・・3ポイント 44≦X≦87・・・・・・・・・・・・2ポイント 88≦X・・・・・・・・・・・・1ポイント
	H2	・地域協議会構成員の所属種別数(①集落協定、②集落営農、③農業法人、④自治体・町内会、⑤婦人会・PTA、⑥社会福祉協議会、⑦学校関係、⑧その他の団体) 6種類以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 5種類・・・・・・・・・・・・8ポイント 4種類・・・・・・・・・・・・6ポイント 3種類・・・・・・・・・・・・4ポイント 2種類以下・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし・・・・・・・・・・・・5ポイント 2地区・・・・・・・・・・・・4ポイント 3地区・・・・・・・・・・・・3ポイント 4地区・・・・・・・・・・・・2ポイント 5地区・・・・・・・・・・・・1ポイント
中山間地農業推進対策 農村型地域運営組織形成推進事業 (2)農村 RMO モデル形成支援 イ 活動着手支援型	H'1	・地域協議会の活動範囲としている集落の数 21≦X・・・・・・・・・・・・10ポイント 12≦X<21・・・・・・・・・・・・8ポイント 8≦X<12・・・・・・・・・・・・6ポイント 6≦X<8・・・・・・・・・・・・4ポイント X<6・・・・・・・・・・・・2ポイント	・地域協議会の活動範囲としている集落のうち戸数が最小の集落における戸数 X≦14・・・・・・・・・・・・5ポイント 15≦X≦26・・・・・・・・・・・・4ポイント 27≦X≦43・・・・・・・・・・・・3ポイント 44≦X≦87・・・・・・・・・・・・2ポイント 88≦X・・・・・・・・・・・・1ポイント
	H'2	・地域協議会構成員の所属種別数(①集落協定、②集落営農、③農業法人、④自治体・町内会、⑤婦人会・PTA、⑥社会福祉協議会、⑦学校関係、⑧その他の団体) 6種類以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 5種類・・・・・・・・・・・・8ポイント 4種類・・・・・・・・・・・・6ポイント 3種類・・・・・・・・・・・・4ポイント 2種類以下・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近5か年の当該地方公共団体における同事業の実施状況(当該地方公共団体は、事業実施主体が地域協議会の場合は当該地域協議会が存する市町村に読み替える。) 1地区又は活用なし・・・・・・・・・・・・5ポイント 2地区・・・・・・・・・・・・4ポイント 3地区・・・・・・・・・・・・3ポイント 4地区・・・・・・・・・・・・2ポイント 5地区・・・・・・・・・・・・1ポイント
中山間地農業推進対策 農村型地域運営組織形成推進事業 (2)農村 RMO 形成伴走支援	H''1	・連携して伴走支援を行う関係機関・部局等の組織種別数(①大学を含む学校関係、②中間支援組織、③市町村、④土地改良区、⑤JA、⑥地域公民館等、⑦社会福祉協議会、⑧その他の団体) 5項目以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 4項目・・・・・・・・・・・・8ポイント 3項目・・・・・・・・・・・・6ポイント 2項目・・・・・・・・・・・・4ポイント 1項目・・・・・・・・・・・・2ポイント	・都道府県内における農村 RMO 数(農村型地域運営組織形成推進事業一般型・活動着手支援型を活用した地域運営組織) X≦1・・・・・・・・・・・・5ポイント 1<X≦2・・・・・・・・・・・・4ポイント 2<X≦4・・・・・・・・・・・・3ポイント 4<X<6・・・・・・・・・・・・2ポイント 6≦X・・・・・・・・・・・・1ポイント
	H''2	・取組内容の項目数(事業実施計画に記載している取組内容) 13≦X・・・・・・・・・・・・10ポイント 9≦X≦12・・・・・・・・・・・・8ポイント 7≦X≦8・・・・・・・・・・・・6ポイント 5≦X≦6・・・・・・・・・・・・4ポイント X≦4・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業対象地域の集落のうち、9戸以下の集落の割合(%) 14≦X・・・・・・・・・・・・5ポイント 11≦X≦13・・・・・・・・・・・・4ポイント 7≦X≦10・・・・・・・・・・・・3ポイント 5≦X≦6・・・・・・・・・・・・2ポイント X≦4・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
最適土地利用総合対策	J1	・地区面積における荒廃農地解消面積の割合(%) $10.0 \leq X$10ポイント $3.0 \leq X < 10.0$8ポイント $0.9 \leq X < 3.0$6ポイント $0.7 \leq X < 0.9$4ポイント $X < 0.7$2ポイント	・地区面積における荒廃農地面積の割合(%) $X < 0.2$5ポイント $0.2 \leq X < 2.0$4ポイント $2.0 \leq X < 7.0$3ポイント $7.0 \leq X < 20.0$2ポイント $20.0 \leq X$1ポイント
	J2	・地区面積における荒廃農地発生防止面積の割合(%) $13.0 \leq X$10ポイント $5.0 \leq X < 13.0$8ポイント $2.0 \leq X < 5.0$6ポイント $0.4 \leq X < 2.0$4ポイント $X < 0.4$2ポイント	・荒廃農地の増加面積(ha) ※発生した面積から再生利用された面積を減じた値(過去3か年の平均値) $X < -0.2$5ポイント $-0.2 \leq X < 0.1$4ポイント $0.1 \leq X < 3.0$3ポイント $3.0 \leq X < 14.0$2ポイント $14.0 \leq X$1ポイント

事業区分	種別	達成すべき成果目標ポイント	成果目標に対する現況値ポイント
都市農業機能発揮対策	K1	・イベント開催の増加数(回) $10 \leq X$10ポイント $8 \leq X < 10$8ポイント $6 \leq X < 8$6ポイント $4 \leq X < 6$4ポイント $2 \leq X < 4$2ポイント	・現時点におけるイベント開催数(回) $10 \leq X$5ポイント $7 \leq X < 10$4ポイント $3 \leq X < 7$3ポイント $0 < X < 3$2ポイント 01ポイント
	K2	・イベント等の売上高の増加額(万円) $30 \leq X$10ポイント $20 \leq X < 30$8ポイント $10 \leq X < 20$6ポイント $5 \leq X < 10$4ポイント $1 \leq X < 5$2ポイント	・現時点におけるイベント等の売上高(万円) $20 \leq X$5ポイント $10 \leq X < 20$4ポイント $5 \leq X < 10$3ポイント $0 < X < 5$2ポイント 01ポイント
	K3	・イベント来場者の増加数(人) $200 \leq X$10ポイント $100 \leq X < 200$8ポイント $50 \leq X < 100$6ポイント $30 \leq X < 50$4ポイント $10 \leq X < 30$2ポイント	・現時点におけるイベント来場者数(人) $100 \leq X$5ポイント $70 \leq X < 100$4ポイント $30 \leq X < 70$3ポイント $0 < X < 30$2ポイント 01ポイント
	K4	・防災協力農地制度導入に向けた説明会等の開催の増加数(回) $5 \leq X$10ポイント $4 \leq X < 5$8ポイント $3 \leq X < 4$6ポイント $2 \leq X < 3$4ポイント $1 \leq X < 2$2ポイント	・防災協力農地制度導入に向けた説明会等の開催数(回) 05ポイント $1 \leq X < 2$4ポイント $2 \leq X < 3$3ポイント $3 \leq X < 4$2ポイント $4 \leq X$1ポイント
	K5	・防災協力農地の増加面積(ha) $0.5 \leq X$10ポイント $0.4 \leq X < 0.5$8ポイント $0.3 \leq X < 0.4$6ポイント $0.2 \leq X < 0.3$4ポイント $0.1 \leq X < 0.2$2ポイント	・防災協力農地の面積(ha) $X < 1$5ポイント $1 \leq X < 2$4ポイント $2 \leq X < 3$3ポイント $3 \leq X < 4$2ポイント $4 \leq X < 5$1ポイント
	K6	・防災協力農地制度導入に向けた説明会等の参加者の増加数(人) $50 \leq X$10ポイント $40 \leq X < 50$8ポイント $30 \leq X < 40$6ポイント $20 \leq X < 30$4ポイント $10 \leq X < 20$2ポイント	・防災協力農地制度導入に向けた説明会等の来場者数(人) $X < 10$5ポイント $10 \leq X < 20$4ポイント $20 \leq X < 30$3ポイント $30 \leq X < 40$2ポイント $40 \leq X$1ポイント
	K7	・市民農園(体験農園)の増加面積(ha) $0.5 \leq X$10ポイント $0.4 \leq X < 0.5$8ポイント $0.3 \leq X < 0.4$6ポイント $0.2 \leq X < 0.3$4ポイント $0.1 \leq X < 0.2$2ポイント	・市民農園(体験農園)の面積(ha) $X < 0.2$5ポイント $0.2 \leq X < 0.4$4ポイント $0.4 \leq X < 0.6$3ポイント $0.6 \leq X < 0.8$2ポイント $0.8 \leq X$1ポイント

別表2（事業の継続性に基づくポイント）

事業実施主体が策定する事業実施計画の事業実施の確実性や事業完了後の事業の継続性に係るポイントは以下のとおりとし、ポイントの上限は30ポイントとする。

番号	評価項目	配点		評価の着眼点内訳	
		合計	内訳		
1	事業の趣旨・目的の理解度	5ポイント	3ポイント	3ポイント よく理解している	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。
				1ポイント 理解している	
				0ポイント 理解していない	
			2ポイント	2ポイント よく対応している	
				1ポイント 対応している	
				0ポイント 対応していない	
2	事業実施の 確実性・継続性 の確保	15ポイント	5ポイント	以下の項目のいずれかを満たしている場合、 ポイントを加算する。 ・事業に必要な予算について、銀行からの融資等により適正に調達を行う計画か ・事業費に自治体の費用を含んでいるか	
			5ポイント	・事業完了後の持続可能な運営のため、収支計画について、公認会計士や中小企業診断士等の専門家により検証しているか	
			5ポイント	以下の項目の該当数に応じてポイントを加算する。 （該当数1…1点、該当数2…3点、該当数3…5点） ・事業計画書に自治体の関与（費用面以外）が明示されているか ・事業計画書に女性や若者の関与が明示されているか ・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか（予算計画、自治体、女性、若者の関与以外の観点で記載されている場合該当）	
3	事業遂行のための 実施体制の 妥当性	10ポイント	4ポイント	・代表者、運営責任者、事務局長及び経理責任者その他の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関又は関係者の役割分担は明確か。	
			4ポイント	・行政との連絡・連携体制を構築しているか。	
			2ポイント	・行政との連絡・連携体制を構築しているか。	

別表3（他施策との連携に基づく加算ポイント）

別表1及び別表2に定めるポイントに加え、以下に該当する事業の場合には、5ポイントを上限とし、加算できるものとする。

他施策との連携に基づく加算ポイントの内容

事業実施主体が策定する事業実施計画について、国土強靱化、二地域居住、官民共創等、農村振興局長が別に定める他の施策と連携する取組についてポイント加算を行う。

3つ以上の施策との連携：5ポイント

2つ以上：3ポイント

1つ：1ポイント

別表4（民間資金・人材の活用に基づく加算ポイント）

別表1から別表3までに定めるポイントに加え、以下に該当する事業の場合には、5ポイントを上限とし、加算できるものとする。

民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの内容	
(1)	事業実施主体又はその構成員が、クラウドファンディング、クラウドファンディング型ふるさと納税、企業版ふるさと納税その他の寄附の活用により民間資金を調達し、事業費の地方負担分に充当する場合又は事業実施計画に位置付けられていない取組であっても事業実施計画の効果を一層高めるために活用する場合
(2)	事業実施主体が、事業実施計画の効果を一層高めることを目的に、地域活性化起業人、企業版ふるさと納税（人材派遣型）その他の異なる業種から民間人材を確保する制度を活用し、事業実施体制の構築を行う場合
(1) 及び (2)	の取組を行う場合：5ポイント
(1) 又は (2)	のいずれかの取組を行う場合：3ポイント

別表5（都道府県加算ポイント）

別表1から別表4までに定めるポイントに加え、要綱別表3に掲げる事業のうち、以下に該当する事業の場合には、5ポイントを上限として、加算できるものとする。

都道府県加算ポイントの内容	
都道府県が、事業実施計画に位置付けられた事業のうち、特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した事業については、加算対象とすることができる。	
この場合において、各都道府県は、1年度当たり5ポイントを上限とし、加算できるものとし、加算対象となった事業が複数ある場合には、複数の事業を合わせて、5ポイントを上限とする。	

1 都道府県加算ポイントについては、前々年度の事業評価結果を反映させるものとする。

達成度	ポイント
80%以上	0ポイント
40%以上 80%未満	-1ポイント
40%未満	-2ポイント

2 都道府県加算ポイントについては、前々年度の都道府県における交付金の不用額（都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。）を反映させるものとする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上 10%未満	-1ポイント
10%以上	-2ポイント

（注）前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

別表6（中山間地域等加算ポイント）

別表1から別表5までに定めるポイントに加え、以下に該当する事業の場合には、5ポイントを上限として、加算できるものとする。

中山間地域等加算ポイントの内容
<p>中山間地域等において事業を行う場合については、5ポイントを加算できるものとする。</p> <p>「中山間地域等」には農林統計上の定義による中間農業地域、山間農業地域に加え、以下の指定を受けている対象地域が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に該当する「特定農山村地域」・ 山村振興法第七条第一項により指定された「振興山村」・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条に該当する「過疎地域」・ 半島振興法第二条第一項により指定された「半島振興対策実施地域」・ 離島振興法第二条第一項により指定された「離島振興対策実施地域」・ 沖縄振興特別措置法第三条第一項により定義された「沖縄」・ 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定された「奄美群島」・ 小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項により定義された「小笠原諸島」

要望等調査

計画策定主体	
代表者役職及び氏名	
申請先	

番号	市町村名	事業実施主体名	事業名	事業期間	事業別年度			種別	I 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント						II 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント						成果目標に基づくポイント合計	事業の継続性に基づくポイント	IV 加算ポイント				合計ポイント	備考 (過去の事業実施状況等)					
					事業費(千円)	交付金受領額(千円)	交付率(%)		成果目標		現況値		ポイント		成果目標		現況値		ポイント				加算ポイントの設定理由	ポイント									
									成果目標の考え方	値	現況値の考え方	値	成果目標	現況値	合計	成果目標の考え方	値	現況値の考え方	値	成果目標				現況値	合計	他施策との連携			民間資金・人材の活用	都道府県	中山間地域等		
記載例 1	〇〇県〇〇市	〇〇協議会	地域資源活用価値創出対策(地域活性化推進)活動計画策定事業	3年間	10,000	5,000	50%	A1	地域資源を活用した取組について、現時点で〇〇を実施しているもの、本事業を活用して活動計画を策定し、新たに△△や××の2つの取組を実施する。	2	地域資源を活用した取組について、現時点で〇〇を実施している。	1	4	2	6	A3	現時点における交流人口数が400人であるが、本事業により活動計画を策定し、新たな取組を行うことで交流人口を600人増加させる。	600	現時点における交流人口数	400	6	2	8	14	17	1	他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由					39	
																										1	他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由						
																										2	民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの設定理由						
																										3	都道府県加算ポイントの設定理由						
																										4	中山間地域等加算ポイントの設定理由						
																										1	他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由						
																										2	民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの設定理由						
																										3	都道府県加算ポイントの設定理由						
																										4	中山間地域等加算ポイントの設定理由						
																										1	他施策との連携に基づく加算ポイントの設定理由						
																										2	民間資金・人材の活用に基づく加算ポイントの設定理由						
																										3	都道府県加算ポイントの設定理由						
																										4	中山間地域等加算ポイントの設定理由						

(注) 1 「成果目標の内容」の欄は、「配分基準通知」の「達成すべき成果目標」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、考え方・値を記入すること。
 なお、「現況値」については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、前々年のデータ又は過去数年の平均を現況値とすることができる。その際、「現況値の考え方」の欄に参照年度を記載すること。
 2 「目標値の考え方」の欄は、現況を明らかにした上で、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、どのように目標を達成できるのかを記入すること。
 3 「ポイント」の欄は、配分基準通知に基づき、要綱別表2に掲げる事業は農林水産省担当職員、要綱別表3に掲げる事業は交付事業者において記入すること。

番号	各評価項目のポイント						合計 (30ポイント)
	事業の趣旨・目的の理解度 (5ポイント)		事業実施の確実性・継続性の確保 (15ポイント)		事業遂行のための実施体制の妥当性 (10ポイント)		
	3ポイント	2ポイント	4ポイント	4ポイント	4ポイント	2ポイント	
1	3	1	7	4	0	2	17

(注) 「番号」欄は、総括表の番号と整合させること

番号	IV 都道府県加算ポイントを設定した理由		点數
	ポイントの設定理由		
1	本県が作成する〇〇計画の推進を後押しする事業であるため、本県における初の取組であり、県として後押ししていきたいため。		3

(注) 1 「番号」欄は、総括表の番号と整合させること
 2 要綱別表3に掲げる事業の申請時にのみ交付事業者が記載してください。